

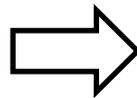
東久留米の図書館を考える



発行者：東久留米の図書館を考える会

情報公開、一步前進！ 「原則開示」、情報公開審査会が答申

黒塗りされた事業報告書



開示された事業報告書

平成25年度に指定管理者制度が市立図書館に導入されてから10年、図書館の予算はどのように使われているのか、事業者に支払われている委託料はどのように使われているのか、それらの詳細は公表されることがなく、これまで闇の中でした。

私たちは一昨年10月、指定管理者に係わる公文書を公開するよう市に開示請求を行いましたが、2か月後、詳細が隠された黒塗り（俗称・のり弁）文書が届きました。

このような処分では図書館の運営が適正に行われているのかを市民は知る術がなく、処分を撤回するよう審査請求の申し立てを昨年2月16日に東久留米市教育委員会に対して、行いました。教育委員会はこれを受けて情報公開審査会¹に諮問、口頭意見陳述などの審議を経て、11月13日に答申が行われました。

審査会の答申は、「処分庁である東久留米市教育委員会が行った本件処分については妥当でない。原則として開示すべきである」と結論、私たちの請求内容が概ね認められたものでした。

教育委員会は「原則開示」の答申を受けてこれまでの方針を大きく転換し、非開示としていた部分を開示に変更する裁決²を行い、年が変わった1月24日に「のり弁」ではない開示変更された文書が私たちの手元に届けられました。（内容は次号でお知らせします）

これによって、長期にわたってブラックボックスの中にあつた指定管理者の説明責任、事業の運営体制、収支の内訳などが明らかにされることになり、行政運営における透明性、公平性の確保、説明責任の観点から市政の中で一步前進したものになりました。

しかし、それに伴って新たに解決すべき課題も見えてきました。この「原則開示」の答申・裁決が、より良い図書館づくり、より良い町づくりの推進につながるよう期待しています。

審査会の「答申書」は、市のホームページに公表されていますが、「裁決書」は未だ公表されるまでに至っていません。答申と裁決の内容は次の通りです。

私たちが開示請求を行った文書：

1. 東久留米市立図書館の管理運営に関する基本協定書
2. 東久留米市立図書館指定管理者業務仕様書
3. 東久留米市立図書館指定管理者応募書類一式
4. 年度協定書(平成25年度～令和4年度)
5. 事業報告書(平成25年度～令和3年度)

市と指定管理の事業者は、対象の文書を公開することは「事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる」「事業者独自のノウハウが盛り込まれており、競争力の低下を招く恐れがある」との異論を主張しました。これに対し審査会は、「非開示とされるには、公にすることにより法人等に何らかの不利益が生じるというだけではならず、競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合であり、(中略)行政運営における透明性、公平性の確保、説明責任等の観点から、当該情報を非開示とするには当たっては、情報内容が単にノウハウやアイデアを含むというだけでなく、法的に保護する必要性のある高度な独自性や事業を行う上で高い秘匿性を有し、開示することにより、参加人³の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められなければならない」と明確にその主張を退け、「原則開示」の判断を示しました。

判断の付記として、審査会は極めて限定的な条件を課した上で、人員配置計画については事業者の競争上保護すべき利益としていますが、この点については、応募書類ではあっても公文書であり、指定管理の協定締結後であることや選定の公正性を確保する観点から議論が分かれるところです。

今回の指定管理者に係る公文書の公開は、一昨年10月の教育委員会への開示請求から始まり、情報公開審査会への審査請求という手続きを重ね、数カ月及び長い時間を要して実現しましたが、開かれた市政を実現するためには、市民からの求めに応じて公開することに止めず、自治体や事業者側が積極的に情報を提供する体制を整え、市民に広く周知が出来るよう継続的に情報公開を推進していくことが何よりも必要だと考えます。

- (註1) 情報公開審査会とは、第三者的立場から公正・中立的に調査審議を行う機関で、公文書の開示請求に対して、開示・非開示決定などの可否が審議されます。現在、弁護士や大学教授など5人の委員で構成されています。
- (註2) 裁決とは、審査請求または再審査請求に対し、行政庁が判断を与える行為。即ち、情報公開審査会の答申に対し、市が却下するか認容するか等の判断を決定すること。
- (註3) 参加人とは、指定管理を受託した民間事業者

後記 故事成語に「画餅に帰す」という言葉がある。計画は立派でも実際には何の役にも立たないものの例えで、いわゆる「絵に描いた餅」の由来と伝えられている。
▼無論、絵に描いた餅は食べられないが、文字に書いただけの条例もいただけない。
▼市の情報公開条例は、市民の知る権利を保障し、情報の公開に努めなければならない、と定めているが、努力規定に止まっているかぎりには、「絵に描いた餅」と同然であろう。



連絡先：東久留米の図書館を考える会
ogataryou730@gmail.com(小形)